

京都市立芸術大学授業料の減免の取扱いに関する規則を廃止する規則を公布する。

平成24年 3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第126号

京都市立芸術大学授業料の減免の取扱いに関する規則を廃止する規則

京都市立芸術大学授業料の減免の取扱いに関する規則は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年3月31日以前の期に係る京都市立芸術大学の授業料については、なお従前の例による。

(芸術大学事務局教務学生支援室)